

【身体拘束等の適正化のための指針】

①事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束等は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の廃止に向けた意識をもち、身体拘束等の適正化に努めます。

②身体拘束等の適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体拘束等を適正化することを目的として、「虐待防止・身体拘束等の適正化委員会」を設置する。委員会の会議は通常3ヶ月に1回以上開催し、少なくとも年1回は身体拘束等の適正化に関する検討を行う。

③身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

新入職者に対しては、3ヶ月以内に虐待防止研修を行うものとし、その中で身体拘束等の適正化についても扱うものとする。

虐待防止・身体拘束等の適正化のための研修は、通常一体的な実施とし、少なくとも年に1回は身体拘束等の適正化についての内容を扱うこととする。

④事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

支援記録に、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有する。管理者・児童発達管理責任者には必ず報告し、職員会議や虐待防止・身体拘束等の適正化委員会により拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

⑤身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束等を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の事項に留意した上で適切な手続きを取ることとする。

「利用者又は他の利用者等の生命（身体）・権利を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束等が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

上記の内容について、極力身体拘束・行動制限を行わないよう、個別支援計画作成の会議などにおいて、事前に対応方法や解除の目安、支援において工夫できる点や改善策についての検討をチームで行うこととする。

あくまで支援のみでは十分に対処出来ないような、一時的に発生する突発事態のみに限定されることに留意し、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束等を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

【身体拘束等の三要件】

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

※身体拘束等の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除する。

【利用者本人または保護者への説明と同意】

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法等を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束等を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得ることとする。

⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の身体的拘束等の適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表する。

⑦その他身体拘束等の適正化の推進のための基本方針

身体拘束等の廃止へ向けて、身体拘束等の適正化のみならず、ご利用者一人ひとりの特性理解や、支援員の支援スキルの向上、定期的なモニタリング、検討の実施などを通して、身体拘束や行動制限を行うことのないようなサービスの提供に努めるものとする。